泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト

(第12条 安全施設)

泊発電所3号炉審査資料					
資料番号	資料 1 - 3				
提出年月日	令和5年3月9日				

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答 完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の 回答予定時期
220913 -54	1	比較表の作成範囲を適正化すること	R4. 9. 13	回答済	R5. 2. 15 ヒアリング	比較表の作成範囲の見直しを行い、まとめ資料本文及び別紙 全てで比較表を作成しました。	資料全般	
220913 -55	2	(全般) リファレンスプラントに対し、段落の開始位置 がズレること、文章記載が同じなのに改行がズ レることは無いように留意すること。	R4. 9. 13	回答済	R5. 2. 15 ヒアリング	リファレンスプラントに対し、段落の開始位置、改行位置を合わせ比較表の適正化を行いました。	資料全般	
220913 -56	3	先行に対して記載していない部分は,その必要性を確認の上,記載の適正化,差異が生じる理由の明記といった適切な対応を行うこと。	R4. 9. 13	回答済	R5. 2. 15 ヒアリング	まとめ資料全般に関して、女川及び大飯等の審査実績を踏ま え、記載の適正化を行いました。	資料全般	
220913 -57	4	12-13 女川に合わせるのであれば、記載を適正化する こと	R4. 9. 13	回答済	R5. 2. 15 ヒアリング	まとめ資料全般に関して、女川の審査実績を踏まえ、記載の 適正化を行いました。	資料全般	
220913 -58	5	12-15 "一部"の表現が適切か確認すること	R4. 9. 13	回答済	R5. 2. 15 ヒアリング	消火設備に関する共用範囲を見直し、共用設備として考慮していた火災感知設備、ハロゲン化物消火設備及び二酸化炭素消火設備については、共用しないことに見直しました。	第453回ヒアリング 資料2『泊発電所3 号炉 設置許可基準規則等への適合状況 について(設計基準対象施設等) 第12 条 安全施設(DB12 r.5.0)』 P.12-15,31	
220913 -59	6	12-15 66kV送電線を始めとして、設備の「共用」について先行の記載を参照し、適正化すること。 安全施設の定義(対象施設がどの設備又は施設をいうのか)を理解した上で、「共有」や「相 互接続」を整理すること		回答済	R5. 2. 15 ヒアリング	ていただきます。	第453回ヒアリング 資料2『泊発電所3 号炉 設置許可基準規則等への適合状況 について(設計基準対象施設等) 第12 条 安全施設(DB12 r.5.0)』 P.12-12~16,28~33	
220913 -60	7	12-15 運転指令装置について,「通信連絡設備」と修 正する記載の適正化を検討すること。	R4. 9. 13	回答済	R5. 2. 15 ヒアリング	安全施設の明確化により、「通信連絡設備」という安全施設 のうちの「運転指令設備」という位置づけとしました。	第453回ヒアリング 資料2『泊発電所3 号炉 設置許可基準規則等への適合状況 について(設計基準対象施設等) 第12 条 安全施設(DB12 r.5.0)』 P.12-16,33	
220913 -61	8	(全体) 12-35,36 最新(女川) の記載の反映について熟慮のうえ 検討すること。	R4. 9. 13	回答済	R5. 2. 15 ヒアリング	審査実績(女川)を踏まえ、記載の適正化を行いました。	第453回ヒアリング 資料2『泊発電所3 号炉 設置許可基準規則等への適合状況 について(設計基準対象施設等) 第12 条 安全施設(DB12 r.5.0)』 P.12-42~45	

1/7

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答 完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の 回答予定時期
220913 -62	9	PPT4,まとめ資料(比較表) 泊独自の評価等になるものは説明を充実させる こと。 特にスプレイ配管(立ち上がり配管)の多重化 と逆止弁は、基準適合上の位置付けを踏まえ て、記載を適正化すること。 関連して、「比較結果等をとりまとめた資料」 における「基準適合性の考え方と大飯3/4号 炉と泊3号即配管を追設置したことで、「泊銀と泊3号即配管を追設置したことで、大節13号の 相違は無し」と記載されているが、基準適合上 性の考え方が資料間で一致して上で、基準適合上の記載を説明すること。	K1. 0. 10	回答済	R5. 2. 15	泊3号の安全施設については、別紙1-1、別紙1-2にて整理しました。別紙1-1にて「重要度の特に高い安全機能を有する系統」として抽出されたものが、別紙1-2にて、単一故障発生時に機能を発揮できるか等の確認などを行い、それがわかるような資料構成としました。本条の中で、泊独自になるものとしては、スプレイ配管の多重化が該当します。スプレイ配管の多重化については、補足説明資料に記載しておりましたが、まとめ資料2.1.3に複数案検討してスプレイ配管の多重化することを記載しました。まとめ資料2.1.3にて、スプレイ配管の多重化とDスプレイリングに逆止弁を設置することにより、単一故障発生時にも所定の安全機能が達成でき、設置許可基準に適合していることの説明を記載しました。	第453回ヒアリング 資料2『泊発電所3 号炉 設置許可基準規則等への適合状況 について(設計基準対象施設等) 第12 条 安全施設(DB12 r.5.0)』 P.12-88~93	
220913 -63	10	12-53 紫外線硬化型FRPシートの詳細説明を追加する こと。	R4. 9. 13	回答済		を追加しました。	第453回ヒアリング 資料2『泊発電所3 号炉 設置許可基準規則等への適合状況 について(設計基準対象施設等) 第12 条 安全施設(DB12 r.5.0)』 P.12-65~66,126~129	
220913 -64	11	12-15 安全施設に対する共用の考え方について、適切な記載となっていることを確認すること。	R4. 9. 13	回答済	R5. 2. 15 ヒアリング	女川の審査実績を踏まえ、安全施設の明確化を図りました。 指摘事項に対する回答にて説明させていただきます。	第453回ヒアリング 資料2『泊発電所3 号炉 設置許可基準規則等への適合状況 について(設計基準対象施設等) 第12 条 安全施設(DB12 r.5.0)』 P.12-11~17,28~33	
220913 -65	12	12-30 先行を踏まえ、単一機器故障の評価の記載の充 実を図ること。	R4. 9. 13	回答済	R5.2.15 ヒアリング	大飯の審査実績を踏まえ、評価の記載を追加しました。	第453回ヒアリング 資料2『泊発電所3 号炉 設置許可基準規則等への適合状況 について(設計基準対象施設等) 第12 条 安全施設(DB12 r.5.0)』 P.12-38	
230215 -01	13	PPT1ページ) 指摘事項は中略せず、指摘を分けて記載すること。また、それぞれの指摘に対して端的に回答を示した上で具体的な変更内容を説明する資料とすること。	R5. 2. 15	回答済	R5.3.2 ヒアリング	第1085回審査会合における指摘事項に対する回答を説明する PPT資料の冒頭において、指摘事項を(中略)とせず全文記載 した。	資料7『泊発電所3号炉 設置許可基準規 則等への基準適合について 第12条(安 全施設) (審査会合における指摘事項回 答)』	

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答 完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の 回答予定時期
230215	14	PPT) 感知器が安全施設として共用又は相互接続の検 討対象か否かについて,感知器が消火系の直接 関連系に含まれるのかという観点に基づき安全 重要度分類指針に照らし合わせて検討し,記載 を検討すること。また,感知器が自動消火設備 の動作に直接必要なものであれば,安全施設と して整理した上で,3号単独とするのか,1,2 号と共用するのか説明すること。	R5. 2. 15	回答済	R5.3.2 ヒアリング	第1085回審査会合における指摘事項に対する回答を説明する PPTの中に以下の記載した。 ・消火設備を動作させる火災感知設備は安全施設であること ・第1085回審査会合において共用設備としていた火災感知設 備は、消火設備を動作させる機能を有することから安全施設 に該当すること ・3号炉の基準適合性審査においては、3号炉の単独設備と し1、2号炉と共用しないこと	資料7『泊発電所3号炉 設置許可基準規 則等への基準適合について 第12条(安 全施設) (審査会合における指摘事項回 答)』	
230215		運転指令設備(ページング)について、3号炉と1/2号炉で接続していることが分かる図を追加すること。	R5. 2. 15	本日宮		運転指令設備が3号炉と1号及び2号炉と相互接続していることを示す図をまとめ資料の12条-別紙2-2-5ページ(比較表の12-別紙2-2-10ページ)に追加しました。	資料1-1『泊発電所3号炉 設置許可基準 規則等への適合状況について(設計基準 対象施設等) 第12条 安全施設(DB12 r.6.0)』 P.12条-別紙2-2-5 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準 規則等への適合状況について(設計基準 対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.6.0)』 P.12-別紙2-2-10	
230215	16	まとめ資料109ページ以降) 既許可から共用されているものと、新たに共用 されたものか判別できるようにすること。に。	R5. 2. 15	本日		先行審査実績(島根2号炉)を踏まえ,まとめ資料12条- 113,114ページ(比較表12-152,153ページ)の第2.2.1.1表 「共用・相互接続設備の抽出結果一覧」に,今回新たに共用 とする設備を識別するための注記(※)を付記しました。	資料1-1『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設(DB12 r. 6. 0)』 P. 12条-113, 114 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設(DB12-9 r. 6. 0)』 P. 12-152, 153	
230215 -05	17	12-13) 洗浄廃水処理設備の容量について、何の容量かわかるようにすること。	R5. 2. 15	本日答		先行審査実績(島根2号炉)を踏まえ、予想発生量に対して必要な処理容量又は貯蔵容量であることを記載することとし、以下のとおり修正しました。(No. 25 (ID: 230215-13)と同じ) (旧) …3号炉の洗浄排水処理系の容量を超えないよう運用することで、共用により安全性を損なわない設計とする。(新) …1号、2号及び3号炉における合計の予想発生量に対して必要な処理容量又は貯蔵容量を十分確保できる設計とすることで、共用により安全性を損なわない設計とする。	資料1-1『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設(DB12 r.6.0)』 P.12条-7, 16 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設(DB12-9 r.6.0)』 P.12-13,30	

^{3/7}

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答 完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の 回答予定時期
230215 -06	18	全般) 先行PWRで同様な記載があって参照した記載に ついては、比較表に張り付けて説明すること。	R5. 2. 15	本回答		泊の記載については、大飯及び女川の記載以外を参照した場合は、参照したプラントのまとめ資料該当部分を張りつけました。 ・共用・相互接続関連で、島根、伊方又は高浜を貼り付け(12-13、12-15、12-17、12-18、12-30、12-32、12-34、12-35、12-別紙2-2-9) ・格納容器スプレイ設備関連で伊方を貼り付け(12-40、12-別紙1-11-9、12-別紙1-12-10、30、別紙1-14全体) ・中央制御室非常用循環系統関連で伊方を貼り付け(12-136、12-137) ・ケーブルの系統分離関連で島根を貼り付け(12-別紙1-参考1-1~3)	資料1-1『泊発電所 3 号炉 設置許可基準 規則等への適合状況について(設計基準 対象施設等) 第12条 安全施設(DB12 r. 6. 0)』 ・共用・相互接続関連 P. 12-13, 15, 17, 18, 30, 32, 34, 35 P. 12-別紙2-2-9 ・格納容器スプレイ設備関連 P. 12-別紙1-11-9 P. 12-別紙1-12-10, 30, 別紙1-14全体 ・中央制御室非常用循環系統関連 P. 12-136, 137 ・ケーブルの系統分離関連 P. 12-別紙1-参考1-1~3	
230215 -07	19	12-15) 「隔離」「容量」の記載に先行と差異があるが、ポンプについては供給(隔離)できること、タンクについては必要な容量があることを先行は記載しており、その意図を泊の記載では汲み切れていないので、適切な記載に見直すこと。	R5. 2. 15	本回答		先行審査実績(伊方3号炉)を踏まえ、容量に係る記載を見直しました。隔離については、消火ポンプの下流側配管では3号炉と接続しておらず、消火水の供給先が1、2号炉のみであるため、隔離について記載しておりませんが、伊方3号炉の記載を参考として1号及び2号炉に設置している消火ポンプの故障警報を3号炉中央制御室に吹鳴することを記載しました。なお、消火ポンプの上流側配管で3号炉と接続している箇所については、相互接続のところで適合性について記載しております。これらを反映し、以下のとおり記載を修正しました。 (旧) …必要な箇所に消火水を供給できる設計とすることで、… (新) …共用する他号炉設置の火災区域に対し必要な容量の消火水を供給できるものとし、消火設備の故障警報を中央制御室に吹鳴することで、…	資料1-1 『泊発電所 3 号炉 設置許可基準 規則等への適合状況について(設計基準 対象施設等) 第12条 安全施設(DB12 r.6.0)』 P.12条-7,16 資料1-2 『泊発電所 3 号炉 設置許可基準 規則等への適合状況について(設計基準 対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.6.0)』 P.12-15,32	

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答 完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の 回答予定時期
230215 -08	20	資料全般) 女川と記載が異なる箇所について,女川の記載 の意図と認識に齟齬がないか確認するととも に、相違理由について充実すること。	R5. 2. 15	本回答		泊の記載については、大飯及び女川の記載以外を参照した場合は、参照したプラントのまとめ資料該当部分を張りつけました。(No. 18 (ID: 230215-06) と同様。)また、相違理由を充実させました。	資料1-1 『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)第12条 安全施設(DB12 r. 6. 0)』 ・共用・相互接続関連P. 12-13, 15, 17, 18, 30, 32, 34, 35 P. 12-別紙2-2-9 ・格納容器スプレイ設備関連P. 12-40 P. 12-別紙1-11-9 P. 12-別紙1-11-9 P. 12-別紙1-12-10, 30, 別紙1-14全体 ・中央制御室非常用循環系統関連P. 12-136, 137 ・ケーブルの系統分離関連P. 12-別紙1-参考1-1~3	
230215 -09	21	12条-別紙1-1-6) 設備名称は、泊の個別設備名に合わせること (別紙1-1全般)。	R5. 2. 15	本日回答		別紙1-1 (2-1) 全般について,民間規格の名称ではなく泊の 設備名称に統一した。 変更箇所は別資料 (資料1-5) に示す。	資料1-1『泊発電所3号炉 設置許可基準 規則等への適合状況について(設計基準 対象施設等) 第12条 安全施設 (DB12 r.6.0)』 ■別紙1-1 ■別紙2-1	
230215	22	まとめ11ページ) 構文として主語が無いところが散見されるので,今一度全体を通して見直すこと。	R5. 2. 15	本日回答		まとめ資料12条-12頁の記載を以下のとおり見直しました(該当する配管がないため、配管を削除し、主語を追記した)また、資料全体を確認し、資料の適正化を行いました(記載適正化リスト参照) (旧) …想定される最も過酷な条件として、配管及びダクトについては全周破断、フィルタ本体の閉塞を想定しても、… (新) …想定される最も過酷な条件として、ダクトについては全周破断、中央制御室非常用循環フィルタユニットについては閉塞を想定しても、…	資料1-1 『泊発電所 3 号炉 設置許可基準 規則等への適合状況について(設計基準 対象施設等) 第12条 安全施設(DB12 r.6.0)』 P.12条-12 資料1-2 『泊発電所 3 号炉 設置許可基準 規則等への適合状況について(設計基準 対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.6.0)』 P.12-24	

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答 完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の 回答予定時期
230215 -11	23	まとめ11ページ)スプレイ系については先行電力では静的なもののみを記載しているので、先行を参考に記載を適正化すること。	R5. 2. 15	本回		先行(女川)審査実績を参照し、まとめ資料12条-12頁の記載を以下のとおり見直しました。 (旧) …単一設計とする原子炉格納容器スプレイ設備の格納容器スプレイ配管及び格納容器スプレイリングについては、安全機能に最も影響を与える条件となる単一故障を仮定しても、原子炉格納容器の冷却機能を達成できる設計と計算的機器の単一故障として原電機1台ので表別的機器の単一な時を仮定した場合でも、静的機器の単一故障を仮定した場合でも、静的機器の単一故障を仮定した場合でも、静的機器の単一故障を仮定した場合でも、静的機器の単一故障を仮定した場合と同等の原子炉格納容器の冷却機能を達成できる置し、スプレイ配管を多重化した上で逆止保し、原子炉格納容器の冷却機能を達成できる。 (新) …単一設計である原子炉格納容器スプレイ設備の格納容器スプレイ配管については、よ、また、単一部は場合し、不可能でいては、多重化する。また、単一部は場合においても、原子炉格納容器の冷却機能を達成できると設計とする。ここで、動的機器の単一故障を多よう、スプレイ流量を確保するための逆止弁を設置する。	資料1-1 『泊発電所 3 号炉 設置許可基準 規則等への適合状況について(設計基準 対象施設等) 第12条 安全施設(DB12 r.6.0)』 P.12条-12 資料1-2 『泊発電所 3 号炉 設置許可基準 規則等への適合状況について(設計基準 対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.6.0)』 P.12-25	
230215 -12	24	比較表12-29) 「弁を閉操作」とあるが、当該弁を特定できるように記載すること。	R5. 2. 15	本日回答		先行審査実績(女川2号炉)を踏まえ,まとめ資料12条-6,15ページ(比較表12-12,30ページ)の「弁を閉操作」との記載を「接続部の弁を閉操作」に見直しました。また、閉操作の対象弁を特定できるように、12条-別紙2-2-1ページ(比較表の12-別紙2-2-2ページ)に号炉間の隔離弁であることがわかるように明示しました。	資料1-1『泊発電所 3 号炉 設置許可基準 規則等への適合状況について(設計基準 対象施設等) 第12条 安全施設(DB12 r.6.0)』 P.12条-6,15 P.12条-別紙2-2-1 資料1-2『泊発電所 3 号炉 設置許可基準 規則等への適合状況について(設計基準 対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.6.0)』 P.12-12,30 P.12-別紙2-2-2	

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答 完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の 回答予定時期
230215	25	比較表12-29) 洗浄排水タンク等の記載において,設計方針を 記載すべきと考えられる箇所に運用が記載され ている。先行審査実績を踏まえ,必要に応じ記 載を適正化すること。	R5. 2. 15	本日回答		先行審査実績(島根2号炉)を踏まえ、運用に係る記載を削除し、以下のとおり記載を修正しました。(No.17 (ID: 230215-05) と同じ) (旧) …3号炉の洗浄排水処理系の容量を超えないよう運用することで、共用により安全性を損なわない設計とする。(新) …1号、2号及び3号炉における合計の予想発生量に対して必要な処理容量又は貯蔵容量を十分確保できる設計とすることで、共用により安全性を損なわない設計とする。	資料1-1 『泊発電所 3 号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設(DB12 r. 6. 0)』 P. 12条-7, 16 資料1-2 『泊発電所 3 号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設(DB12-9 r. 6. 0)』 P. 12-13, 30	
230215 -14	26	比較表12-24) 「安全機能に最も影響を与える条件となる単一 故障を仮定しても」の記載について,泊独自の 記載をしている理由を確認するとともに,必要 に応じて記載を適正化すること。	R5. 2. 15	本日回答		No. 23(ID:230215-11)と同様。	資料1-1 『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第12条 安全施設(DB12 r. 6. 0)』 P. 12条-12 資料1-2 『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第12条 安全施設(DB12-9 r. 6. 0)』 P. 12-25	
230215 -15	27	比較表12-24) 被ばく評価において、復旧しない場合の評価の 必要性を踏まえて記載を適正化すること。	R5. 2. 15	本回答		泊では、他の全PWRと同様に復旧しない場合の評価を実施しないため、とりまとめた資料に以下を記載しました。 【とりまとめた資料】 設置許可基準規則第12条の解釈において、静的機器の単一故障の想定を仮定しなくてよい条件として、安全上支障のない期間に、単一故障を除去又は修復できることが要求されていることから、泊3号炉を含む全PWRプラントでは、ダクトを事故後24時間以降から事故後4日までに修復することとしている。したがって、泊3号炉では、ダクトを補修することを前提にした被ばく評価のみを実施している。 また、比較表(12-25、57、116)においては、相違理由に「泊では、他の全PWRと同様に12条の要求事項に照らして、修復による機能の復旧に期待した評価のみを実施(とりまとめた資料差異④)」を記載しました。	資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準 規則等への適合状況について(設計基準 対象施設等) 比較表 第12条 安全施設 (DB12-9 r.6.0)』 P.12-25,57,116	